

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 北海道電力管内 令和6年4月1日実施

旧	新								
<p>第9条 契約期間</p> <p>(1) 契約期間は、<u>電力供給契約書に記載される期間とし、契約期間内は原則として契約を解約できません。ただし、</u>双方が合意すればこの限りではありません。</p> <p>本約款は <u>2024年1月1日</u>より実施いたします。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(3) 燃料価格調整項</p> <p>イ 燃料価格調整単価の算定</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 基準燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの基準燃料価格は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">供給区域</th> <th style="text-align: center;">基準燃料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">北海道電力ネットワーク株式会社</td> <td style="text-align: center;"><u>89,500 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(ハ)～(ニ) (省略)</p> <p>ロ (省略)</p>	供給区域	基準燃料価格	北海道電力ネットワーク株式会社	<u>89,500 円</u>	<p>第9条 契約期間</p> <p>(1) 契約期間は、<u>供給開始日から供給開始日が属する年の12月分の料金に係る計量期間等の終期（契約期間が3ヶ月に満たない場合は、供給開始日が属する年の翌年の12月分の料金に係る計量期間等の終期）</u>といたします。ただし、電力供給契約書に別に定める場合には、電力供給契約書のとおりといたします。<u>契約期間内は原則として契約を解約できませんが、</u>双方が合意すればこの限りではありません。</p> <p>本約款は <u>2024年4月1日</u>より実施いたします。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(3) 燃料価格調整項</p> <p>イ 燃料価格調整単価の算定</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 基準燃料価格</p> <p>原油換算値 1 キロリットル当たりの基準燃料価格は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">供給区域</th> <th style="text-align: center;">基準燃料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">北海道電力ネットワーク株式会社</td> <td style="text-align: center;"><u>51,400 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(ハ)～(ニ) (省略)</p> <p>ロ (省略)</p>	供給区域	基準燃料価格	北海道電力ネットワーク株式会社	<u>51,400 円</u>
供給区域	基準燃料価格								
北海道電力ネットワーク株式会社	<u>89,500 円</u>								
供給区域	基準燃料価格								
北海道電力ネットワーク株式会社	<u>51,400 円</u>								

新旧対照表 電気供給約款【高圧】 北海道電力管内 令和6年4月1日実施

旧	新								
<p>(4) 市場価格調整項</p> <p>イ 平均市場価格</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 基準市場価格</p> <p>1キロワット時当たりの基準市場価格は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">供給区域</th> <th style="text-align: center;">基準市場価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">北海道電力ネットワーク株式会社</td> <td style="text-align: center;"><u>23円94銭</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(ハ)～(ニ) (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p>	供給区域	基準市場価格	北海道電力ネットワーク株式会社	<u>23円94銭</u>	<p>(4) 市場価格調整項</p> <p>イ 平均市場価格</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 基準市場価格</p> <p>1キロワット時当たりの基準市場価格は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">供給区域</th> <th style="text-align: center;">基準市場価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">北海道電力ネットワーク株式会社</td> <td style="text-align: center;"><u>12円24銭</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(ハ)～(ニ) (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p><u>(7) 燃料費調整に関する特別措置</u></p> <p><u>基本料金および従量料金について、電力供給契約書に別に定める場合(第15条(3)イおよびロに定める基本料金および従量料金に環境価値に対する料金を加算する場合を除きます。)で、次のいずれかに該当する場合の燃料費調整については、本則の(1)から(5)によらず、変更前の電気供給約款(令和6年1月1日実施)の附則1(1)から(5)により算定いたします。</u></p> <p><u>イ 契約期間の始期が令和6年3月31日以前の場合</u></p> <p><u>ロ 令和6年3月31日以前から供給を継続しており、令和6年4月1日以降の契約更新時に一度も料金単価の改定を行っていない場合</u></p>	供給区域	基準市場価格	北海道電力ネットワーク株式会社	<u>12円24銭</u>
供給区域	基準市場価格								
北海道電力ネットワーク株式会社	<u>23円94銭</u>								
供給区域	基準市場価格								
北海道電力ネットワーク株式会社	<u>12円24銭</u>								